

「伊那市誕生 20 周年記念ロゴ」の取扱要領

伊那市誕生 20 周年記念ロゴに関する著作権、使用权は伊那市に属します。したがって使用する場合、必ず事前に伊那市の許可が必要です。

使用許可にあたっては、使用目的、使用方法を考慮して決定いたします。

また、収益事業に使用する場合は、ロゴの使用が伊那市の PR につながると認められた場合は、使用を許可します。

1 ロゴの種類について

ロゴの種類は以下の 4 種類となります。

①カラー・キャッチフレーズなし



— 伊那市誕生 20 周年 —

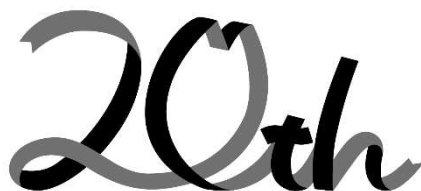
②カラー・キャッチフレーズあり

伊那でつなぐ 20 年 伊那でつながる未来



— 伊那市誕生 20 周年 —

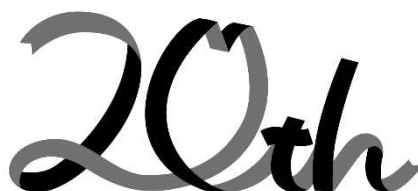
③モノクロ・キャッチフレーズなし



— 伊那市誕生 20 周年 —

④モノクロ・キャッチフレーズあり

伊那でつなぐ 20 年 伊那でつながる未来



— 伊那市誕生 20 周年 —

2 使用手続きについて

「伊那市誕生 20 周年記念ロゴ使用申請書」を伊那市へ提出し、許可を受けてください。

申請の際、使用する物件の完成見本を添付してください。ただし、現物提供が困難なものについては、写真や図等確認できるものを提出してください。

3 使用基準について

① 使用期間は、原則として令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日までの間としてください。

② 伊那市誕生 20 周年記念ロゴの使用にあたっては、基本デザインの変更はできません。図形の一部のみを使用したり、図形を変形し、もしくは他の図形や文字と重ね

て使用することもできません。

- ③ 表示色は、原則、指定色または単色（モノクロ）とします。
- ④ 事業者・団体等の他のロゴと混同されないよう留意してください。
- ⑤ 許可された用途のみに使用してください。
- ⑥ その他、特に付した条件がある場合はその条件に従って使用してください。

4 使用の許可を認められない場合

- ① 上記3の①で定める使用期間以外で使用する場合。
- ② 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合。
- ③ 伊那市の信用又は品位を害するものと認められる場合。
- ④ 第三者の利益を害するものと認められる場合。
- ⑤ 特定の個人、政党、宗教団体を支援または支援するおそれがあると認められる場合。
- ⑥ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用する場合。
- ⑦ 伊那市暴力団排除条例（平成24年伊那市条例第12号）に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者が使用する場合。
- ⑧ 使用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合。
- ⑨ イメージを損なうおそれがあると認められる場合。
- ⑩ 収益を目的とする事業で伊那市のPRにつながると認められない場合。
- ⑪ その他ロゴの使用が適当でないと認められる場合。

5 使用許可の取り消しについて

上記3の使用基準を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反したときは、その許可を取り消すとともに、以後の使用は許可しません。

市は、ロゴの使用許可またはその取り消しにより生じた損失等について、一切の責任を負いません。